事例問題と解説

いくつかのパターンを事例問題として掲載します。
考え方の参考にご確認ください。

問題１　法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

Ａ事業所：川崎市で、生活介護Ｉサービスと就労継続支援Ｂ型Ｉサービスの指定を受けている。

Ｂ事業所：川崎市で、一般相談支援Ｉサービスと障害児相談支援Ｉサービスの指定を受けている。

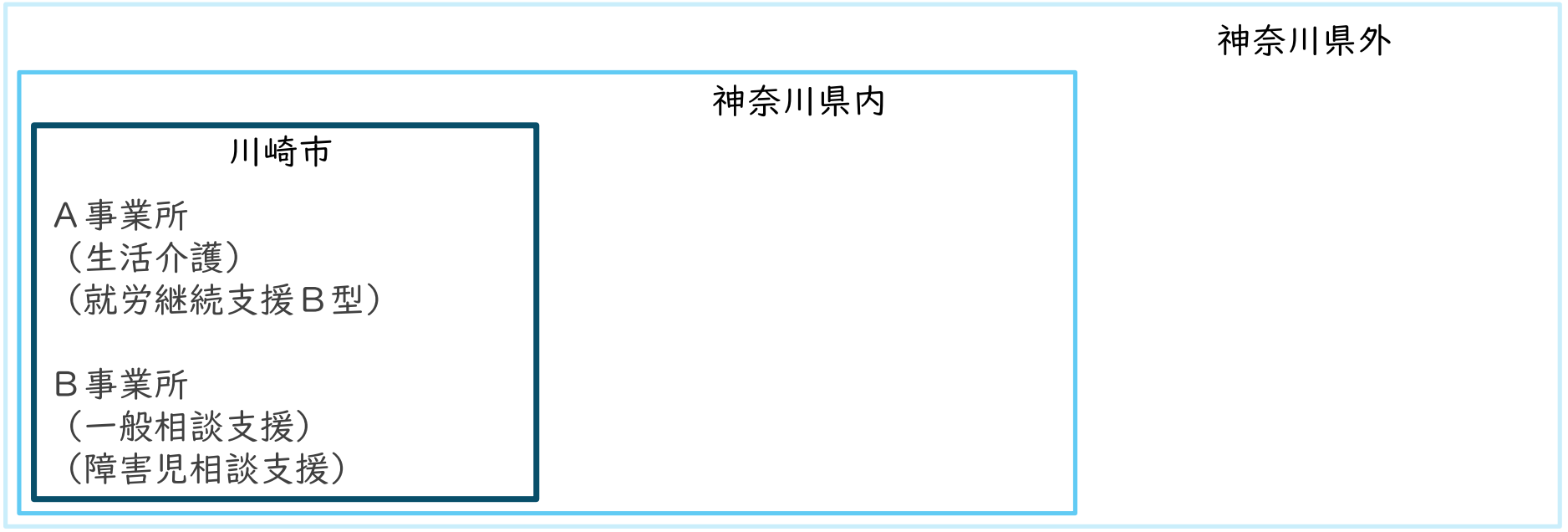

問題１の解説　簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第５１条の２	生活介護	２か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
	就労継続支援Ｂ型			川崎市	
障害者総合支援法 第５１条の３１	一般相談支援	１か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第２４条の３８	障害児相談支援	１か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題１の解説　必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の２	生活介護 就労継続支援 Ｂ型	２か所	法令遵守責任者 の選任
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	１か所	法令遵守責任者 の選任
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支 援	１か所	法令遵守責任者 の選任

必要な整備　一覧表

事業所等の数	１．法令遵守責任者	２．法令遵守規程	３．業務執行の状況の監査
１～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　が
生活介護１か所と就労継続支援Ｂ型１か所の
計２か所、

障害者総合支援法　第51条の31　が
一般相談支援の１か所、

児童福祉法　第24条の38　が
障害児相談支援の１か所。

よって、必要な整備は、
障害者総合支援法　第51条の２
障害者総合支援法　第51条の31
児童福祉法　第24条の38　の
すべての根拠条文において
法令遵守責任者の選任のみとなる。

問題１の解説　届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	生活介護	川崎市	川崎市
	就労継続支援 Ｂ型	川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　の
生活介護１か所と就労継続支援Ｂ型１か所は
川崎市に所在、

障害者総合支援法　第51条の31　の
一般相談支援１か所も川崎市に所在、

児童福祉法　第24条の38　の
障害児相談支援１か所も川崎市に所在。

届出先　一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
１．川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
２．神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
３．厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

よって、届出先は、

障害者総合支援法　第51条の２
障害者総合支援法　第51条の31
児童福祉法　第24条の38　の
すべて川崎市となる。
それぞれ１通ずつ（計３通）届出が必要。

問題２　法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

・川崎市で、居宅介護10サービス、重度訪問介護10サービス、生活介護10サービス、
就労継続支援Ｂ型20サービス、就労移行支援20サービス、
自立訓練20サービス、共同生活援助20サービス、一般相談支援10サービス、
児童発達支援10サービス、放課後等デイサービス10サービス、
保育所等訪問支援10サービス、医療型障害児入所施設１施設の指定を受けている。

神奈川県外

神奈川県内

川崎市

居宅介護：10サービス
重度訪問介護：10サービス
生活介護：10サービス
就労継続支援Ｂ型：20サービス
就労移行支援：20サービス
自立訓練：20サービス
共同生活援助：20サービス
一般相談支援：10サービス
児童発達支援：10サービス
放課後等デイサービス
：10サービス
保育所等訪問支援：10サービス
医療型障害児入所施設：１施設

問題２の解説　簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	居宅介護 重度訪問介護 生活介護 就労継続支援Ｂ型 就労移行支援 自立訓練 共同生活援助	居宅介護10 ＋重度訪問介護10 ＋生活介護10 ＋就労継続支援Ｂ型20 ＋就労移行支援20 ＋自立訓練20 ＋共同生活援助20 ＝110か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備 ＋ 業務執行の状況の監査	川崎市 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市 川崎市	川崎市
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	10か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援 放課後等 デイサービス 保育所等訪問支援	児童発達支援10 ＋放課後等デイサービス10 ＋保育所等訪問支援10 ＝30か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備	川崎市 川崎市 川崎市	川崎市
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	１か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題２の解説　必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の２	居宅介護 重度訪問介護 生活介護 就労継続支援Ｂ型 就労移行支援 自立訓練 共同生活援助	居宅介護10 ＋重度訪問介護10 ＋生活介護10 ＋就労継続支援Ｂ型20 ＋就労移行支援20 ＋自立訓練20 ＋共同生活援助20 ＝110か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備 ＋ 業務執行の状況の監査
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	10か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援 放課後等 デイサービス 保育所等訪問支援	児童発達支援10 ＋放課後等デイサービス10 ＋保育所等訪問支援10 ＝30か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	１か所	法令遵守責任者の選任

必要な整備　一覧表

事業所等の数	１．法令遵守責任者	２．法令遵守規程	３．業務執行の状況の監査
１～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　が
居宅介護10か所、重度訪問介護10か所、生活介護10か所、
就労継続支援Ｂ型20か所、就労移行支援20か所、
自立訓練20か所、共同生活援助20か所の計110か所、

障害者総合支援法　第51条の31　が
一般相談支援の10か所、

児童福祉法　第21条の5の26　が
児童発達支援10か所、放課後等デイサービス10か所、
保育所等訪問支援10か所の計30か所、

児童福祉法　第24条の19の２　が
医療型障害児入所施設の１か所。

よって、必要な整備は、
障害者総合支援法　第51条の２　は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備と
業務執行の状況の監査の実施、
障害者総合支援法　第51条の31　は
法令遵守責任者の選任、
児童福祉法　第21条の5の26　は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備、
児童福祉法　第24条の19の２　は
法令遵守責任者の選任となる。

問題２の解説　届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	居宅介護	川崎市	川崎市
	重度訪問介護	川崎市	
	生活介護	川崎市	
	就労継続支援Ｂ型	川崎市	
	就労移行支援	川崎市	
	自立訓練	川崎市	
	共同生活援助	川崎市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の5の26	児童発達支援	川崎市	川崎市
	放課後等 デイサービス	川崎市	
	保育所等訪問支援	川崎市	
児童福祉法 第24条の38	医療型 障害児入所施設	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　の
居宅介護10か所、重度訪問介護10か所、生活介護10か所、
就労継続支援Ｂ型20か所、就労移行支援20か所、
自立訓練20か所、共同生活援助20か所が川崎市に所在、

障害者総合支援法　第51条の31　の
一般相談支援10か所も川崎市に所在、

児童福祉法　第21条の5の26　の
児童発達支援10か所、放課後等デイサービス10か所、
保育所等訪問支援10か所も川崎市に所在、

児童福祉法　第24条の19の２　の
医療型障害児入所施設１か所も川崎市に所在。

届出先　一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
１．川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
２．神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
３．厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

よって、届出先は、
障害者総合支援法　第51条の２
障害者総合支援法　第51条の31
児童福祉法　第21条の5の26
児童福祉法　第24条の19の２　の
すべて川崎市となる。
それぞれ１通ずつ（計４通）届出が必要。

問題３　法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

Ａ事業所：川崎市で、生活介護Ⅰサービスと就労継続支援Ｂ型Ⅰサービスの指定を受けている。

Ｂ事業所：川崎市で、一般相談支援Ⅰサービスと障害児相談支援Ⅰサービスの指定を受けている。

Ｃ事業所：町田市で、共同生活援助Ⅰサービスの指定を受けている。

Ｄ事業所：横浜市で、特定相談支援Ⅰサービスの指定を受けている。

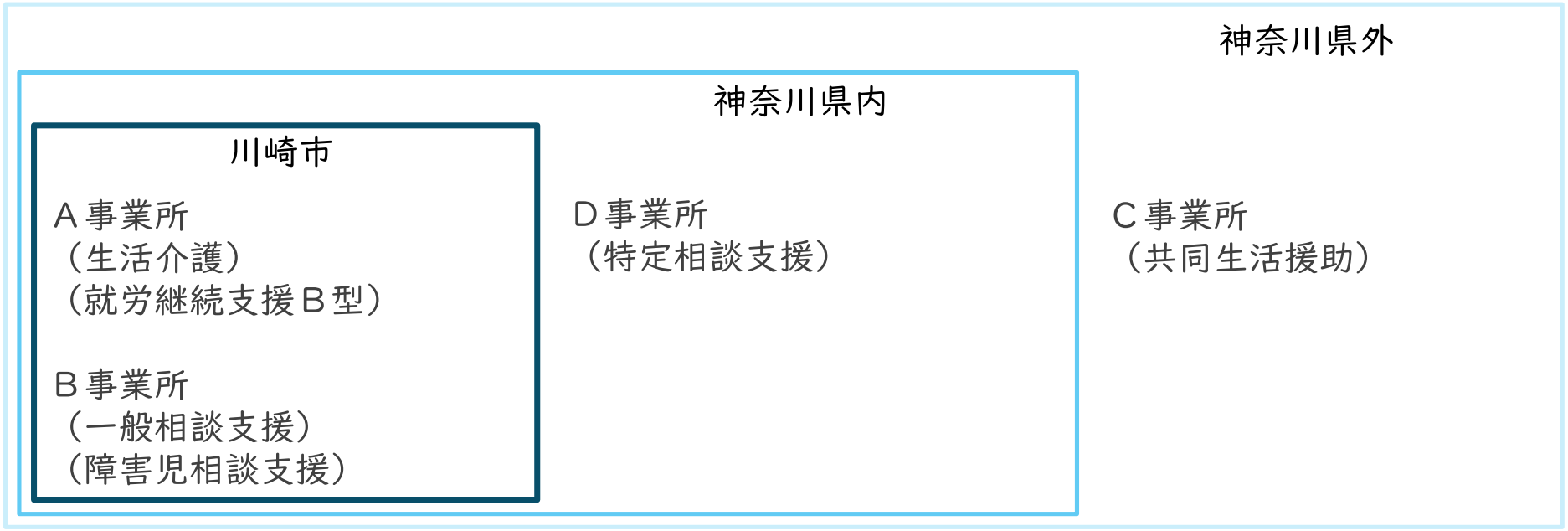

問題３の解説　簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	生活介護	３か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	厚生労働省
	就労継続支援Ｂ型			川崎市	
	共同生活援助			町田市（東京都）	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	２か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	神奈川県
	特定相談支援			横浜市（神奈川県内）	
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	１か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題３の解説　必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の２	生活介護 就労継続支援Ｂ型 共同生活援助	３か所	法令遵守責任者の選任
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援 特定相談支援	２か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第24条の38	障害児相談支援	１か所	法令遵守責任者の選任

必要な整備　一覧表

事業所等の数	１．法令遵守責任者	２．法令遵守規程	３．業務執行の状況の監査
１～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　が
生活介護１か所と就労継続支援Ｂ型１か所、
共同生活援助１か所の計３か所、

障害者総合支援法　第51条の31　が
一般相談支援１か所と特定相談支援１か所の計２か所、

児童福祉法　第24条の38　が
障害児相談支援の１か所。

よって、必要な整備は、
障害者総合支援法　第51条の２
障害者総合支援法　第51条の31
児童福祉法　第24条の38　の
すべての根拠条文において
法令遵守責任者の選任のみとなる。

問題３の解説　届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	生活介護	川崎市	厚生労働省
	就労継続支援 Ｂ型	川崎市	
	共同生活援助	町田市（東京都）	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	神奈川県
	特定相談支援	横浜市（神奈川県内）	
児童福祉法 第24条の38	障害児 相談支援	川崎市	川崎市

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　は
生活介護１か所と就労継続支援Ｂ型１か所が川崎市に所在、
共同生活援助１か所が町田市に所在、

障害者総合支援法　第51条の31　は
一般相談支援１か所が川崎市に所在、

特定相談支援１か所が横浜市に所在、

児童福祉法　第24条の38　は
障害児相談支援１か所が川崎市に所在。

よって、届出先は、
障害者総合支援法　第51条の２　は　厚生労働省、
障害者総合支援法　第51条の31　は　神奈川県、
児童福祉法　第24条の38　は　川崎市となる。

届出先　一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
１．川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
２．神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
３．厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

問題４　法人の事業所等が次の場合の必要な整備と届出先はどれか？

・川崎市で、障害者支援施設１施設（同施設で他サービスを提供していても「障害者支援施設」として１か所と数える）、
生活介護10サービス、一般相談支援５サービス、児童発達支援20サービス、
保育所等訪問支援10サービス、福祉型障害児入所施設１施設の指定を受けている。

・横浜市で、就労継続支援Ｂ型10サービス、児童発達支援30サービス、放課後等デイサービス30サービス
の指定を受けている。

・町田市で、放課後等デイサービス20サービスの指定を受けている。

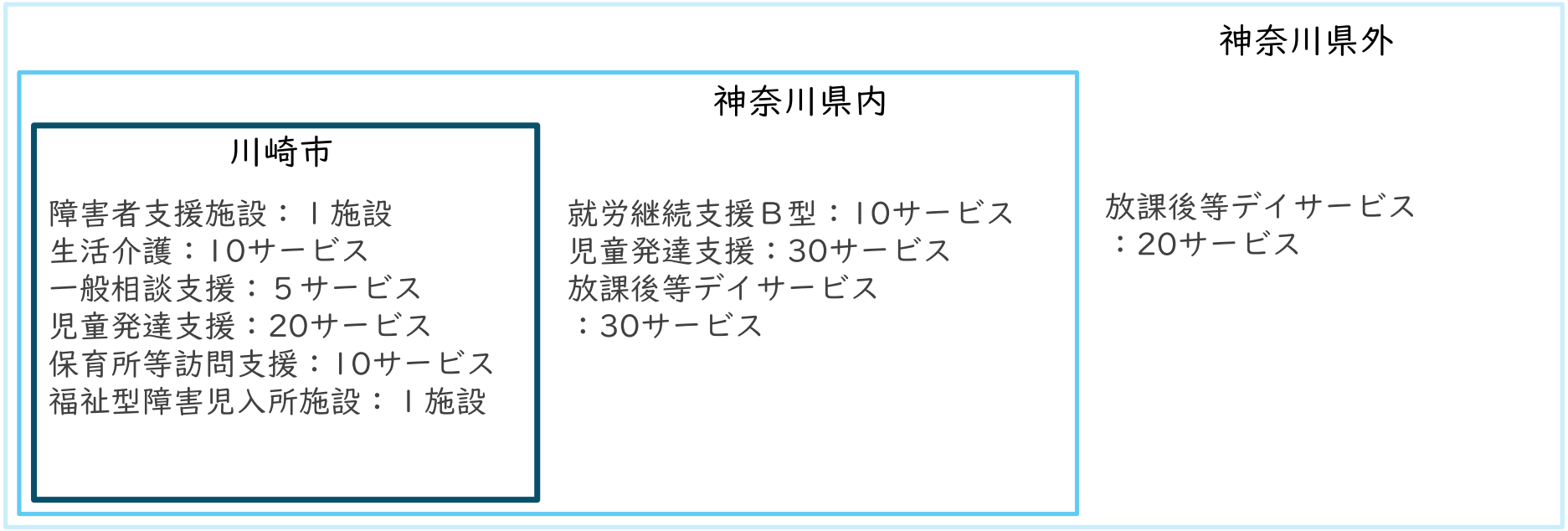

問題４の解説　簡単な表で整理するとこのようになる（詳しい解説は次のページへ）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備	所在地	届出先
障害者総合支援法 第５１条の２	障害者支援施設 生活介護 就労継続支援Ｂ型	障害者支援施設１ ＋ 生活介護１０ ＋ 就労継続支援Ｂ型１０ ＝２１か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備	川崎市 川崎市 横浜市	神奈川県
障害者総合支援法 第５１条の３１	一般相談支援	５か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市
児童福祉法 第２１条の５の２６	児童発達支援 児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等 デイサービス 放課後等 デイサービス	児童発達支援２０ ＋ 児童発達支援３０ ＋ 保育所等訪問支援１０ ＋ 放課後等デイサービス３０ ＋ 放課後等デイサービス２０ ＝１１０か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備 ＋ 業務執行の状況の監査	川崎市 横浜市 川崎市 横浜市 町田市 （東京都）	厚生労働省
児童福祉法 第２４条の１９の２	福祉型 障害児入所施設	１か所	法令遵守責任者の選任	川崎市	川崎市

問題４の解説　必要な整備について（詳細）

根拠条文	サービス種別	事業所等の数	必要な整備
障害者総合支援法 第51条の２	障害者支援施設 生活介護 就労継続支援Ｂ型	障害者支援施設１ ＋ 生活介護10 ＋ 就労継続支援Ｂ型10 ＝21か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	５か所	法令遵守責任者の選任
児童福祉法 第21条の５の26	児童発達支援 児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等 デイサービス 放課後等 デイサービス	児童発達支援20 ＋ 児童発達支援30 ＋ 保育所等訪問支援10 ＋ 放課後等デイサービス30 ＋ 放課後等デイサービス20 ＝110か所	法令遵守責任者の選任 ＋ 法令遵守規程の整備 ＋ 業務執行の状況の監査
児童福祉法 第24条の19の2	福祉型 障害児入所施設	１か所	法令遵守責任者の選任

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　が
障害者支援施設１か所、生活介護10か所、
就労継続支援Ｂ型10か所の計21か所、

障害者総合支援法　第51条の31　が
一般相談支援の５か所、

児童福祉法　第21条の5の26　が
児童発達支援20か所、児童発達支援30か所、
保育所等訪問支援10か所、放課後等デイサービス30か所、
放課後等デイサービス20か所の計110か所。

児童福祉法　第24条の19の２　が
福祉型障害児入所施設の１か所。

必要な整備　一覧表

事業所等の数	１．法令遵守責任者	２．法令遵守規程	３．業務執行の状況の監査
１～19	○	×	×
20～99	○	○	×
100以上	○	○	○

○：整備が必要、×：整備は不要

よって、必要な整備は、

障害者総合支援法　第51条の２　は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備、
障害者総合支援法　第51条の31　は
法令遵守責任者の選任、
児童福祉法　第21条の5の26　は
法令遵守責任者の選任と法令遵守規程の整備と
業務執行の状況の監査の実施、
児童福祉法　第24条の19の２　は
法令遵守責任者の選任となる。

問題４の解説　届出先について（詳細）

根拠条文	サービス種別	所在地	届出先
障害者総合支援法 第51条の２	障害者支援施設	川崎市	神奈川県
	生活介護	川崎市	
	就労継続支援Ｂ型	横浜市	
障害者総合支援法 第51条の31	一般相談支援	川崎市	川崎市
児童福祉法 第21条の５の26	児童発達支援	川崎市	厚生労働省
	児童発達支援	横浜市	
	保育所等訪問支援	川崎市	
	放課後等 デイサービス	横浜市	
	放課後等 デイサービス	町田市 （東京都）	
児童福祉法 第24条の19の2	福祉型 障害児入所施設	川崎市	川崎市

届出先　一覧表

※川崎市で指定を受けている場合。

届出先	所在地
１．川崎市	事業所等が、川崎市にのみ所在する場合
２．神奈川県	事業所等が、川崎市と神奈川県内の他市町村にのみ所在する場合
３．厚生労働省	事業所等が、川崎市を含む神奈川県内と神奈川県外にも所在する場合

根拠条文ごとに整理すると、

障害者総合支援法　第51条の２　は
障害者支援施設１か所、生活介護10か所が
川崎市に所在、
就労継続支援Ｂ型10か所が横浜市に所在、

障害者総合支援法　第51条の31　は
一般相談支援５か所が川崎市に所在、

児童福祉法　第21条の5の26　は
児童発達支援20か所、保育所等訪問支援10か所が
川崎市に所在、
児童発達支援30か所、
放課後等デイサービス30か所が横浜市に所在、
放課後等デイサービス20か所が町田市に所在。

児童福祉法　第24条の19の２　は
福祉型障害児入所施設１か所が川崎市に所在。

よって、届出先は、

障害者総合支援法　第51条の２　は神奈川県、
障害者総合支援法　第51条の31　は川崎市、
児童福祉法　第21条の5の26　は厚生労働省、
児童福祉法　第24条の19の２　は川崎市となる。